



浄化槽にその機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、**保守点検**と**清掃**を行い、**法定検査**を受けましょう。



子供たちに
きれいな水を

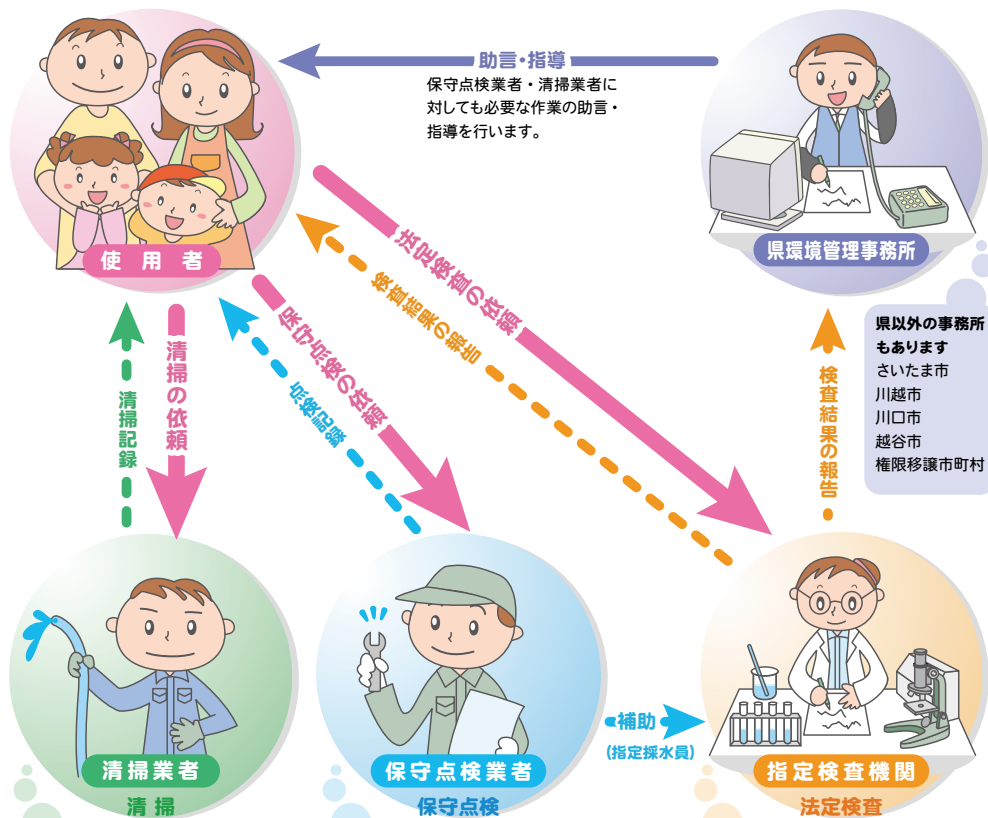
②西部支所 坂戸市八幡11-11-34
 ☎049-284-2911

④支所 杉戸町清地5-4-1
 ☎0480-33-3535

ただし、5年に1回は指定検査機関の検査員が検査を行います。

再生紙を使用しています。

浄化槽を管理する上で、やらなければならないこと



清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。
年1回以上実施しなければなりません。
市町村長の許可を受けた業者に委託してください。
許可業者の確認は各市町村のホームページ等で確認できます。

保守点検とは？

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数を実施しなければなりません（裏面参照）。県知事登録（さいたま市、川口市、川口市と越谷市内は市長登録）を受けた業者に委託してください。
登録業者の確認は、県（市）のホームページで確認できます。

指定採水員制度については 裏面参照。

法定検査とは？

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、検査結果は県（市）へも報告されます。指定検査機関に依頼して受検してください。（担当地域及び検査手数料は裏面参照）

①設置後の水質に関する検査（7条検査）

設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めてから3か月を経過した日から5か月間に行わなければなりません。

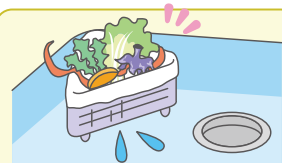
②定期水質検査（11条検査）

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。

保守点検・清掃の正しい使い方

浄化槽を使う上での心がけ

天ぷら油は、そのまま流さず
に古紙などに染み込ませて
から可燃ごみとして捨てま
しょう。



食べ残しなどを流さない
ようにしましょう。
洗剤は石けんなどの分解性
の高いものを適量使いま
しょう。

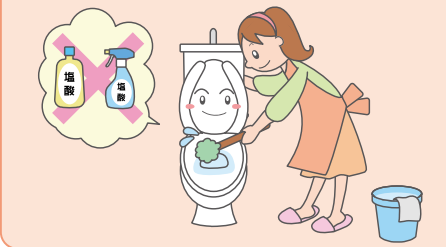
トイレは、トイレットペーパー以
外のものは流さないようにし
ましょう。



浄化槽の上に物を置かないようにしましょう。
またマンホールの蓋は必ず閉めておきましょう。



便器の掃除には、塩酸などを含む製品は使
わないでください。



法定検査を
受けないと？

県または市町
指導・勧告
浄化槽法第7条の2・法第12条の2

県または市町
命令
法第7条の3・法第12条の3

命令に違反すると

罰則 **30万円**
以下の過料
法第66条の2

